

平成二十二年二月二十三日受領
答弁第一一四号

内閣衆質一七四第一一四号

平成二十二年二月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員阿部知子君提出米軍再編に係わる厚木飛行場空母艦載機部隊の岩国基地への移転に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出米軍再編に係わる厚木飛行場空母艦載機部隊の岩国基地への移転に関する
質問に対する答弁書

一の(1)について

現在、米軍から、厚木飛行場における空母艦載機の補給処レベルの整備（高度な専門知識や技能を要する整備をいう。以下同じ。）を委託されている日本飛行機株式会社の航空機整備事業部については、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐後においても、格納庫を含め、引き続き、厚木飛行場の隣接地に存置されるものと承知しており、現時点において、当該移駐後における空母艦載機の補給処レベルの整備は、当該格納庫において行われることになるものと認識している。補給処レベルの整備の頻度及び当該整備に要する日数に係るお尋ねについては、承知していない。

一の(2)について

厚木飛行場から岩国飛行場へ移駐される空母艦載機の運用レベルの整備（比較的簡易な整備をいう。以下同じ。）及び中間レベルの整備（運用レベルの整備及び補給処レベルの整備以外の整備をいう。以下同じ。）を行うため、岩国飛行場に整備場（一棟）、整備格納庫（三棟）等を建設する予定であり、整備場

については平成二十二年度から、整備格納庫については平成二十三年度以降に工事に着手する予定である。なお、建設費用については、設計が完了していないことから、現時点で確たることを申し上げることは困難である。

一の(3)、(5)及び(6)について

厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐後における厚木飛行場の航空機整備のための施設の取扱いについては、回転翼機が存置されること等も考慮しつつ、今後、米側と具体的に協議することとなることから、お尋ねについて、現時点で確たることを申し上げることは困難である。

一の(4)について

厚木飛行場における空母艦載機の運用レベルの整備及び中間レベルの整備については、現在、滑走路の東側及び西側に所在する格納庫等において行われているものと承知している。

一の(7)について

厚木飛行場における空母艦載機の中間レベルの整備については、現在、米軍の航空機中間整備部が自ら行っているものと承知している。